学校法人 明星学園

浦和学院高等学校後援会会則

- 第1条 本会は、学校法人明星学園浦和学院高等学校後援会と称し、事務局は同校内におく。
- 第2条 本会は、浦和学院高校の発展に寄与し、後援することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。
 - (1) 学校教育発展に協力する。
 - (2) 部活動の充実及び振興に関する協力。
 - (3) その他本会の目的を推進するため必要な事業。
- 第4条 本会の会員は次の者をもって組織する。
 - (1) 本校在校生徒の保護者。
 - (2) 本校卒業生の保護者。
 - (3) 本会の趣旨に賛同する者。
- 第5条 本会に次の役員をおく。

会長 1名、副会長 若干名、監事 若干名、幹事 若干名、理事 若干名 (保護者の会理事含む)

- 第6条 役員の任期は1ヶ年とし、再選することができる。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
 - (3) 監事は会計を監査する。
 - (4) 幹事は会長の命を受け、庶務会計にあたる。
 - (5) 理事は理事会を構成し、各種事業の企画運営にあたる。
- 第8条 役員の選出は次のとおりとする。
 - (1) 会長、副会長、監事は理事会において会員中より選出し、総会の承認を受ける。
 - (2) 幹事は会員の委嘱とする。
 - (3) 理事は会員中より選出する。
- 第9条 本会に顧問、相談役をおくことができる。
- 第10条 本会の会議は次のとおりとする。
 - (1) 総会は、毎年1回会長が招集し、会則の改正、会務に必要な事項を決議する。 ただし必要に応じ、臨時総会を開くことができる。
 - (2) 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、必要に応じ会長が召集する。
 - (3) 常任理事会は、会長、副会長、幹事で構成し、必要に応じ会長が召集する。
- 第11条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第12条 本会の会費は、月額2,000円とし、在学期間で完納する。
- 第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。
- 第14条 本会の会計監査は次のとおりとする。
 - (1) 会長は毎年度、次の書類を作成し、会計監査を受けてこれを総会時に報告する。
 - 1. 事業報告書 2. 収支報告書 3. 監査報告書
 - (2) 上記書類は、常時事務局で保管する。
- 第15条 本則に定めなき事項は、理事会の決議によりこれをさだめる。
- 第16条 本会の会議は、出席会員の過半数をもって決定する。
- 付則 この会則は、平成15年4月1日より実施する。
 - この会則は、平成21年12月19日 一部改正
 - この会則は、平成25年 5月20日 一部改正